様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年11月10日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃりふぉーす  一般事業主の氏名又は名称 株式会社リ・フォース  （ふりがな）かばさわ　えいいち  （法人の場合）代表者の氏名 椛沢　英一  住所　〒210-0826  神奈川県 川崎市川崎区 塩浜４丁目１番１号  法人番号　1020001074908  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取り組み | | 公表日 | ①　2025年 7月28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ リ・フォースとは＞ DX推進の取り組み  　https://re-force.co.jp/company/dx/  　トップ>リ・フォースとは>DX推進の取り組み>トップメッセージ>経営ビジョン | | 記載内容抜粋 | ①　【経営ビジョン】  当社は「人の上に人はなく、人の下に人はない。」を基本理念とし、精密板金のエキスパートとして、「高品質」「高い生産力」を活かした板金加工製品などを、お客様との交流の中で、従来以上の付加価値を創造し、提供していく。  併せて、各従業員が持つスキルや考え方などを踏まえて、従業員が働きやすい環境を構築していく。  また、絶えず新しい技術を開発・導入することで、生産性向上や企業成長にも取組むとともに、高い顧客信用力や社員のクオリティを強みとして、事業環境や顧客ニーズの変化などに、常に適格に応えていく企業を目指していく。  【ビジネスモデルの方向性】  従業員の年齢や熟練度に依存しない業務基盤を確立し、生産性の向上を実現したうえで、「人でしかできない仕事（営業など）」の体制強化などを実施したうえで、売上拡大を実現していく。  【情報処理技術の活用の方向性】  当社はDX推進の取り組み「RE・FORCE DX（仮称、以下同じ）」を掲げ、デジタル技術を活用した、製造・営業等各業務の生産性向上を実現するとともに、「ノウハウの形式知化（データ化）」とそれを活用した従業員育成を通じて、「人でしかできない仕事」のスキルの底上げ等に寄与する施策を実施していく。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　上記記載内容は、取締役会で承認された事項に基づいて内容を公開している。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取り組み | | 公表日 | ①　2025年 7月28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ リ・フォースとは＞ DX推進の取り組み  　https://re-force.co.jp/company/dx/  　トップ>リ・フォースとは>DX推進の取り組み>DX実現のための具体的戦略 | | 記載内容抜粋 | ①　記載内容抜粋 【基本方針】  ✓現在導入済みの生産管理システムや今後導入を予定している営業支援システムなどを中心に業務のデジタル化を進め、生産性向上を図る。  ✓上記システムが保有しているデータを活用して、熟練者のノウハウを形式知化した「ノウハウDB」を構築したうえで、蓄積したノウハウを従業員育成等に活用する。  【具体的な施策】  ●設計・製造関連業務のデジタル化  生産管理（進捗管理）以外の業務領域（設計/出荷/熟練者行動把握等）のデジタル化  ●営業関連業務のデジタル化  営業管理向上や営業スキルの底上げを通じた営業効率向上や見積等の後方業務の効率化・自動化  ●データ分析と施策実施  生産・営業データ等の分析によるさらなる生産性向上に加え、従業員ノウハウの形式知化を実施  ●従業員育成とノウハウ基盤確立  従業員教育・育成等を長期的に実施しつつ、 ノウハウを形式知した教育・育成のための基盤を確立 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　上記記載内容は、取締役会で承認された事項に基づいて内容を公開している。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進の取り組み  　トップ>リ・フォースとは>DX推進の取り組み>実現に向けたステップ>DX推進のための体制/人材育成・確保 | | 記載内容抜粋 | ①　記載内容抜粋 【体制】  DX戦略の推進主体として、代表取締役社長の主導のもと、営業・製造部門のリーダーと連携しながら業務横断でDXを推進していく。  加えて、専門性の高いデジタル技術の活用に際しては、社外の専門家やベンダーなどとの協力が不可欠となるため、金融機関等との連携により外部コンサルを活用して体制を強化するとともに、取り組みの継続性を確保することで、社員全体のITリテラシーをさらに高めていく。  【人材育成】  代表取締役社長を中心に、各部署のデジタルツールの活用ニーズを確認し、さらにDXサービスの提供者など外部からの支援を通じて、業務とデジタル技術の両方に精通する社員の育成を図る。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進の取り組み  　トップ>リ・フォースとは>DX推進の取り組み>DX実現のための具体的戦略 | | 記載内容抜粋 | ①　記載内容抜粋 代表取締役社長が主体となり、金融機関等の外部の支援者やDXサービスの提供者と連携しながら、DX情報を収集し、社内での検討・協議を深め、当社のDX戦略に最適なデジタル技術の導入を進める。  具体的には以下のようなデジタル技術の導入を進める。  ■「設計・製造関連業務のデジタル化」のため、PDM、WEBカメラを導入する。  ■「営業関連業務のデジタル化」のため、営業支援システム・RPAを導入する。  ■「データ分析と施策実施」のため、BIツールを導入する。  ■「従業員育成とノウハウ基盤確立」へため、「ナレッジマネジメントシステム」「学習支援システム」の導入する。また、社内相談等に「AI」を活用する。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取り組み | | 公表日 | ①　2025年 7月28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ リ・フォースとは＞ DX推進の取り組み  　https://re-force.co.jp/company/dx/  　トップ>リ・フォースとは>DX推進の取り組み>実現に向けたステップ | | 記載内容抜粋 | ①　記載内容抜粋 戦略実現に向けては、各時期において下記の指標の達成を目指す。  ●2026年  ・「設計・製造関連業務のデジタル化」への対応として、「PDMの運営開始」「WEBカメラ設置」「生産管理システム利用範囲拡大（出荷情報等の管理開始）」を目指す。  ・「営業関連業務のデジタル化」への対応として、「営業支援システム運用開始」「RPA運用開始」を目指す。  ●2027年：  ・「データ分析と施策実施」への対応として、「BIツール導入完了」を目指す。  ・「従業員育成とノウハウ基盤確立」への対応として、「ナレッジマネジメント運用開始」「学習支援システム運用開始」を目指す。  ●2028年：  ・「従業員育成とノウハウ基盤確立」への対応として、「AI相談窓口運用開始」を目指す。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 7月28日 | | 発信方法 | ①　DX推進の取り組み  　当社ホームページ トップ ＞ リ・フォースとは＞ DX推進の取り組み  　https://re-force.co.jp/company/dx/  　トップ>リ・フォースとは>DX推進の取り組み>トップメッセージ | | 発信内容 | ①　原材料・燃料高騰や少子高齢化による人手不足など、精密板金業界を取り巻く環境は、大きく変化を迎えつつあります。  そのような環境の中で、私たちは、デジタルトランスフォーメーション（DX）の実現と、人対人による教育で、デジタルを活用できる人材育成を目指し、従来以上の付加価値を創造し続けたいと考えています。  具体的には営業・製造のデジタル化や当社ノウハウの形式知化を進めることで、スピード感のある対応、質へのこだわり、行き届いた柔軟な対応で、お客さまに提供する価値をさらに高めていきたいと考えています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 4月頃　～　2025年 7月頃 | | 実施内容 | 実務執行総括責任者である代表取締役社長の指示のもと、金融機関等との連携により外部コンサルを活用して、代表取締役が営業および製造部門と連携しながら、デジタル技術に係る動向や自社のITシステムの現状を踏まえた課題の把握を行った。  また、課題の把握結果について、実務執行総括責任者が妥当であることを確認した。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 6月頃　～　2025年 10月頃 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。